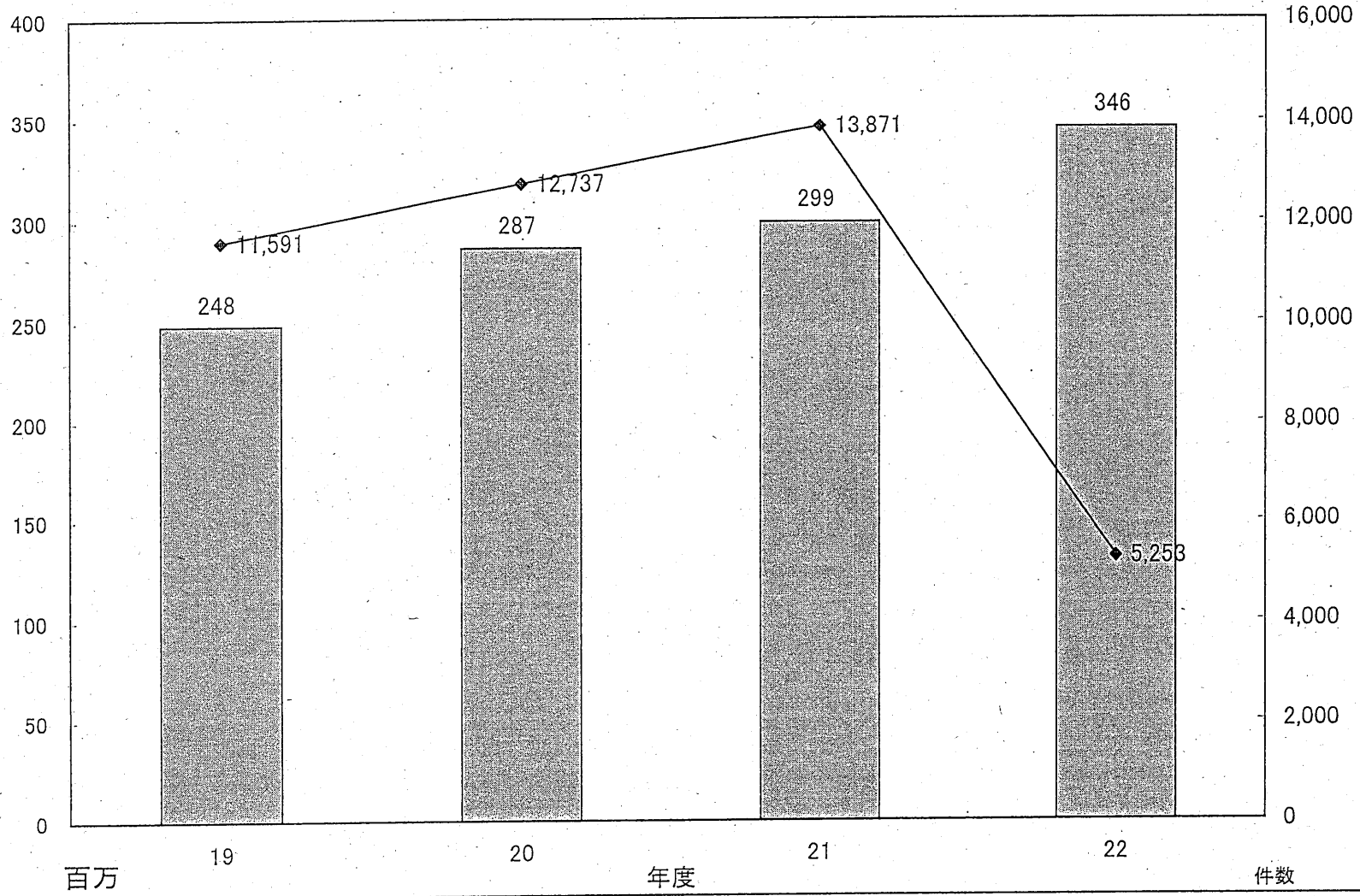


# 時効消滅によるもの

時効消滅  
件数



43. 滞納税額の上位50の処理状況(前年度との増減額・不納欠損額・地区名)

滞納整理課

No.	地区名	滞納年度	滞納税目	滞納総額			平成22年度 不納欠損額	処理状況
				平成23年度	平成22年度	増減額		
1	佐保	19~22	固定資産税	280,767,000	212,886,300	67,880,700	0	換価指予 不動産参加差押
2	伏見	5~22	固定資産税	188,810,411	188,314,311	496,100	0	不動産差押 参加差押
3	佐保	21~22	固定資産税・軽自動車税	32,624,829	16,265,829	16,358,900	0	不動産参加差押
4	市外	15~22	固定資産税	28,120,100	24,688,300	3,431,800	0	不動産差押 参加差押
5	平城	19~22	市・県民税・固定資産税	27,941,458	25,843,200	2,098,258	0	換価指予 不動産差押
6	伏見	11~22	市・県民税・固定資産税・軽自動車税	25,618,700	23,576,800	2,041,900	0	不動産差押 参加差押 死亡
7	市外	18~22	市・県民税・固定資産税	23,170,400	23,051,500	118,900	0	不動産参加差押
8	学園	20~22	固定資産税	19,208,400	18,783,800	▲ 575,400	0	一部納付
9	大柳生	21~22	固定資産税	17,213,800	3,442,000	13,771,800	0	納税指導中
10	大安寺	8~10	市・県民税・固定資産税・軽自動車税	16,267,900	16,267,900	0	0	不動産差押
11	市外	17, 18	固定資産税	15,479,500	19,059,300	▲ 3,579,800	0	社名変更納税指導
12	市外	19, 20, 22	市・県民税	14,046,800	12,873,800	1,173,000	12,004,300	一部納付
13	あやめ池	21~22	市・県民税	13,382,800	11,004,500	2,378,300	0	一部納付
14	辰市	5~10	市・県民税・固定資産税	13,113,928	13,113,928	0	0	不動産参加差押 死亡
15	富雄	19~22	固定資産税	12,705,400	8,970,800	3,734,600	0	誤課差押
16	揚井	17~22	固定資産税	12,638,500	10,453,400	2,185,100	0	不動産差押
17	伏見	20~22	固定資産税	11,983,500	8,014,400	3,969,100	0	交付請求無記当
18	市外	19~22	固定資産税	11,871,900	7,972,900	3,899,000	0	納税指導中
19	伏見	17~22	固定資産税	10,789,600	11,003,900	▲ 234,300	0	一部納付、仮復差押
20	辰市	12~20	固定資産税・軽自動車税	10,510,700	10,510,700	0	0	不動産差押 死亡
21	平城	10~22	市・県民税・固定資産税	9,950,300	10,330,700	▲ 380,400	0	不動産参加差押
22	市外	14~19	固定資産税	9,322,300	9,322,300	0	0	会社廃業
23	富雄	19~22	固定資産税	9,285,800	9,566,900	▲ 281,100	0	一部納付
24	大宮	16, 18~22	市・県民税・固定資産税	9,191,900	7,707,300	1,484,600	0	不動産差押
25	伏見	20~22	市・県民税・固定資産税	8,968,900	5,980,100	2,988,800	0	納税指導中

No.	地区名	滞納年度	滞納税目	滞納総額			平成22年度 不納欠損額	処理状況
				平成23年度	平成22年度	増減額		
26	市外	15~22	市・県民税・固定資産税	8,896,900	8,540,700	156,200	0	財産調査納税指導中
27	佐保	13~22	市・県民税	8,580,661	9,051,600	▲ 490,939	0	財産税調査差押
28	伏見	18~22	固定資産税	8,554,900	7,863,200	891,700	0	一部納付
29	あやめ池	563~22	市・県民税・固定資産税・軽自動車税	8,547,300	8,435,600	111,700	0	不動産差押 参加差押
30	栗市	3~22	市・県民税・固定資産税	7,720,549	7,698,849	21,700	0	不動産差押 参加差押
31	市外	6~22	固定資産税	7,681,200	7,599,700	81,500	0	不動産差押 参加差押
32	大宮	16~22	市・県民税・固定資産税	7,677,500	8,945,500	▲ 1,268,000	0	不動産差押 一部納付
33	飛鳥	21, 22	市・県民税・固定資産税	7,450,600	7,253,700	196,900	0	一部納付
34	登美ヶ丘	9~22	市・県民税・固定資産税	7,395,700	7,113,500	282,200	0	不動産差押 参加差押
35	大宮	17~22	固定資産税	7,343,400	6,893,400	▲ 1,350,000	0	不動産差押 一部納付
36	平城	20~22	市・県民税・固定資産税	7,288,000	6,506,800	781,200	0	一部納付
37	富雄	19~22	市・県民税・固定資産税	7,079,800	6,830,600	449,200	0	納税指導中
38	神功	17~22	固定資産税	7,071,000	6,755,400	315,600	50,416,200	不動産差押
39	市外	5	市・県民税	6,962,900	6,962,900	0	0	不動産参加差押
40	都跡	4~22	市・県民税・固定資産税	6,919,800	6,884,200	35,600	0	不動産差押
41	平城	19~22	市・県民税・固定資産税	6,781,900	6,195,100	586,800	31500	不動産参加差押
42	伏見	20~22	市・県民税・固定資産税	6,674,900	4,564,600	2,110,300	0	納税指導中
43	市外	8~16	固定資産税	6,651,423	9,769,800	▲ 3,118,377	0	不動産参加差押
44	大宮	19~22	固定資産税	6,672,000	5,065,500	1,606,500	0	納税指導中
45	平城	21, 22	固定資産税	6,213,200	3,138,100	3,075,100	0	不動産差押
46	伏見	17~22	市・県民税・固定資産税	6,184,445	5,430,600	753,845	559000	納税指導中
47	都祁	20~22	市・県民税・固定資産税	6,038,600	4,084,700	1,973,900	0	納税指導中
48	都跡	21, 22	市・県民税・固定資産税	5,906,700	6,422,900	▲ 516,200	0	死亡、相続人折衝中
49	市外	11~22	固定資産税	5,556,700	5,156,700	400,000	0	不動産差押
50	伏見	20~22	固定資産税	5,510,000	3,709,500	1,800,500	0	納税指導中

平成 22 年度

# 包括外部監査の結果報告書

(市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について)

奈良市包括外部監査人  
公認会計士 大西寛文

## ⑦ 個人 2 位

滞納税目	市民税、固定資産税、都市計画税
滞納の時期	平成17年度から平成22年度
滞納処分の状況	なし

### (事案の概要)

平成 16 年 12 月に導入された収納支援システムに残されている記録は以下の通りであり、内容についてのコメントは一切記載されていない。

平成 15 年 10 月 23 日：交付要求

平成 16 年 1 月 7 日：F 氏本人に滞納税額と延滞金総額を連絡

平成 17 年 5 月 11 日：交付要求取り下げ

平成 18 年 7 月 13 日：実態調査 (回答)

平成 19 年 7 月 17 日：催告

平成 19 年 8 月 1 日：実態調査 (回答)

平成 19 年 9 月 10 日：催告

平成 19 年 12 月 4 日：催告

平成 20 年 10 月 8 日：催告

平成 21 年 1 月 15 日：催告

平成 21 年 10 月 19 日：催告

平成 22 年 1 月 18 日：催告

平成 22 年 5 月 26 日：最終催告 (指定期日、平成 22 年 6 月 7 日)

平成 22 年 6 月 21 日：実態調査 (回答)

### (7) 適時に納税指導を実施すべきである (結果)

サンプルを抽出した平成 22 年 7 月 22 日時点における F 氏の滞納税額は 57,172 千円であったが、滞納支援システムに登録されている抽出サンプルの詳細記録を出力した 10 月 22 日時点では 11,616 千円に減少している。これは、平成 17 年 5 月 11 日の交付要求取り下げから 5 年経過したことによる滞納税金の時効消滅が原因である (時効消滅による不納欠損処理は平成 23 年 3 月に実施されるが、システム上の租税債権は 9 月の時点で抹消されている)。

事案の概要にも記載しているとおり、F 氏については催告書を送付するのみで徴税のための交渉が実質的に行われていない状況にある。課税の公平性を確保する観点から適時に納税指導を行って滞納税金を徴収する必要があると考える。

(なお、平成 22 年 11 月 26 日に不動産を差押したとのことである。)